

会 議 要 旨

(1 / 4)

会議の名称	第186回川越市都市計画審議会	
開催日時	令和4年11月4日（金） 午前9時30分開会・11時40分閉会	
開催場所	7B会議室（本庁舎7階）	
議長氏名	会長 尾崎 晴男	
出席者（委員）氏名 （人数）	竹澤 穰治、町田 明美、青木 敏子、関口 和裕、 尾崎 晴男、小瀬 博之、小高 浩行、中原 秀文、 近藤 芳宏、小ノ澤 哲也、川口 啓介、長田 雅基、 山木 綾子、石川 秀夫、落合 誠、秋山 修志、 飯島 希、武 成志、栗山 茂樹（20名）	
欠席者（委員）氏名 （人数）	（0名）	
事務局職員	都市計画部長、都市計画課職員5名	
説明のための出席者	都市計画課職員4名	
会議次第	1 開会	
	2 議題	議案第1号 会長の選出について 議案第2号 川越都市計画生産緑地地区の変更について 議案第3号 特定生産緑地（川越市）の指定について
	3 その他	
	4 閉会	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 川越市都市計画審議会委員名簿 ・ 川越市都市計画審議会条例 ・ 川越市都市計画審議会会議運営要綱 ・ 議案第1号 会長の選出について ・ 議案第2号 川越都市計画生産緑地地区の変更について ・ 議案第3号 特定生産緑地（川越市）の指定について ・ 川越市都市計画マスタープランの改定に向けて（案） 	

議 事 の 経 過

1 開会

2 議題

(1) 議案第1号 会長の選出について

議案説明

審議結果：会長 尾崎晴男委員 会長代理 関口和裕委員

(2) 議案第2号 川越都市計画生産緑地地区の変更について

議案第3号 特定生産緑地（川越市）の指定について

諮問書朗読

議案説明

質疑

(委員) 当初指定の生産緑地について、11月30日に満期が来るとい
うことだが、特定生産緑地の指定について全員に確認が取れてい
るのか。迷っている・意思がわからない等はいないか。

(担当課) 平成30年から周知を図ってきた。また、JAいるま野と共
同で説明会を開催したり、個別訪問等を行い、平成4年の当初指
定の方については全て意思の確認が取れている。

(委員) 廃止・変更・新規について、どのような理由が多いのか。

(担当課) 廃止は、相続の発生や病気で農業が続けられないという理
由が多い。

(委員) 当初指定の生産緑地のうち、7%は特定生産緑地の指定をし
ないとする。市としては、生産緑地は残したいという考えがある
なかで、農業自体の支援として、川越市の農政課や農業委員会と
連携する必要があると考える。農業の考え方を農地所有者の方と
連携したり情報交換等はしているのか。

(委員) 農業委員会では、生産緑地の継続を希望した方に支援をして
いる。

また、各地区の委員が8月に生産緑地の指定場所を巡回し、全
地区で問題のないことを確認した。

なお、農地法が改正され、農地を貸すことができるようになった。

議 事 の 経 過

(担当課) 川越市では、生産緑地の新規指定をしやすくするために、面積要件を条例で 300 m²に緩和して、なるべく生産緑地を指定して保全していこうと考えている。

廃止については、廃止の買取申し出が出た段階で、農業委員会の協力のもと斡旋をしている。ただ、斡旋の成立は難しい。

生産緑地制度だけで農地を保存していくのは難しく、農政課や農業委員かと連携を図り、どうしたら農地を守っていけるのか今後の課題として検討していきたい。

(委員) いるま野農業協同組合では、農業塾を開催したり、新規営農者に現営農者が指導したり農地を貸したりできるよう支援をしている。

市街化区域内の農地は相続の際の税金が高く、泣く泣く農業を続けられないという決断をする農家もある。

市も農業委員会も農協も、色々な所で説明会を行い、各農家も今後のことを考えしっかり検討したうえでの決断だと思う。7%は、みんなの意思できちんと決断できた結果と受け止めて欲しい。

(委員) 今回の議案の中で、公共が買取申し出に応じた事例はあるか。

(担当課) 令和4年11月30日から、特定生産緑地に指定しなかった7%の方が市に対して買取申し出ができるようになる。

都市計画課では、関係各課に情報提供しているが、具体的に買い取りに応じようという部署はまだない。

(委員) 有益な用地については、財政的に厳しいかと思うが、積極的に応じてもらいたい。

生産緑地法の改正で、隣接する街区内の農地を一段と捉えることができるようになったとある。また、川越市は、令和元年に下限面積を 300 m²とす条例を制定したとある。議案第2号に、追加する区域が 300 m²を下回っているところがあるが、一団の農地としては 300 m²を超えているのでよいということか。

(担当課) 生産緑地は一団の農地で面積要件を満たす必要がある。平成29年の生産緑地法改正前までは、基本的に地続きの農地でないと一団とならなかったが、法改正後は、隣接する街区に存在するものであれば一団とみなせるようになった。農地の最低面積条件

議 事 の 経 過

として 100 m²以上は必要であり、街区で 300 m²以上だと生産緑地地区として指定することができる。ご指摘の地区については、法改正を受けて、街区で見たときに一団としてみなせることができるため、生産緑地地区として指定した。

審議結果：原案のとおり答申

4 その他

報告事項 「都市計画マスタープラン」の改定について

説明

意見

(委員) 土地利用の方針について、圏央道のインパクトが現マスタープランには何も反映されていない。圏央道が開通し、坂戸インターチェンジもでき、鶴ヶ島インターチェンジの周辺も開発が進んでいる。隣接した市・まちの状況とは言え、我が町に与える特に産業系の影響は非常に大きいと思う。市内だけに閉じこもらず、もう少し広い視点で今後の影響を分析するべきだと思う。そのような見解・立場で検討をお願いしたい。

(委員) 安心安全なまちづくりの方針の中で、災害リスク等も勘案して都市機能及び居住誘導を図る部分があるが、川越市は約 30%が居住誘導区域、30%が浸水想定区域と確認している。今後 20 年でのようにやっていくのかはすごく重要なポイントになると思うので、そこをしっかりと加味しながら計画して欲しい。

(委員) 水と緑のまちづくりの方針について、まとまった樹林地や大規模公園、仮称川越市森林公園計画地、福原地区や笠幡から名細地区もそうだが、森林の保全というのが非常に大きな課題かと思う。マスタープランとしては変わらないと思うが、具体的なアクション、保全をきちんと図れるような対策をマスタープランに呼び込んで欲しい。

5 閉会